

## 平成25年度特定再資源化預託金等の出えん等について(案)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を、その資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し離島対策支援事業等に要する費用として、若しくは情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用として出えんできることとなっている。

1. 平成25年度における情報システムの改善策実施における性能対策に要する費用(以下「性能対策費用」という。)に係る特定再資源化預託金等の出えん等(詳細は資料3-6を参照)

平成25年度において資金管理法人及び情報管理センターが負担する性能対策費用に対し、特定再資源化預託金等をそれぞれ102百万円充て、及び67百万円出えんする。

2. 平成25年度における離島対策等支援事業に要する費用に係る特定再資源化預託金等の出えん(詳細は資料3-7を参照)

平成25年度においては、離島対策等支援事業に要する費用として特定再資源化預託金等を指定再資源化機関に対し152百万円出えんする。

3. 平成25年度における東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用に係る特定再資源化預託金等の出えん等(詳細は資料3-8を参照)

平成25年度において資金管理法人が東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用に充てる特定再資源化預託金等の上限を35百万円とする。

以上のとおりの平成25年度における特定再資源化預託金等の出えん等計画について、平成25年3月開催の資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決を受けた後、上記1.及び2.については、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。上記3.については、必要とする特定再資源化預託金等が確定した後に経済産業大臣及び環境大臣への承認申請を行う。

なお、出えん等の原資となる特定再資源化預託金等の平成25年1月末における残高は、8,042百万円である(別紙参照)。